

中近世における水辺の「コモンズ」と村落・莊郷・宮座

——琵琶湖の「供祭エリ」と河海の「無縁性」をめぐる——

佐野 静代

【要約】 本稿では水辺の共同資源とその用益権¹「コモンズ」形成の歴史的過程を説明することを目的とし、近江国野洲郡兵主郷安治村と蒲生郡津田莊を事例に、中世前期以降のエリの共同用益とその展開について検討した。「コモンズ」としての「村エリ」の存在は中世にさかのぼり、村社や莊郷鎮守社の「神物」に起源を持つことがわかった。莊郷鎮守社の供祭エリは、中世前期より近世初期に至るまで名主層のみを成員とする大宮座衆によって行使されており、閉鎖的な座的構造がみられた。一方、中世後期より近世初期に伴って確認される村社のエリは、小百姓層を含めた惣村の全成員によって行使されていたことがわかった。近世後期、その用益権は無高層を含む村の全戸まで広がっており、資源の享受範囲が時代とともに拡大した様相がうかがえる。これら水辺資源に認められる「無縁性」とは、決して「無所有」の意ではなく、神の所有物として個人の「私有」を排除し、公正な共同管理下に置かれた状態と解される。

史林 八八巻六号 二〇〇五年一月

一 はじめに

1 研究の背景と目的・方法

近年、自然資源の利用に関わって、共有地などの共同資源とその用益権、いわゆる「コモンズ」をめぐる議論が活発化

している^①。「コモンズ」のうちに見出される持続可能な資源管理システムが注目を集め、環境経済学・環境社会学を中心に各地の事例研究が相次いでいる。^②

日本の「コモンズ」としては、入会地・入会制度が知られているが、このようなタイプの「コモンズ」の特徴は、フリーニイらによれば、communalであること、すなわち利用者が「一定の集団に制限されていること」という^③。このタイプでは、誰もが自由に採取できるオープン・アクセス制ではなく、制限された成員間にタイトな利用ルールが成り立っており、これが持続的な資源利用を成功させてきた要因であるとされる。

ここで、「一定の集団」の中身が重要な問題となろう。これについては、一般的に「共同体とその成員」という説明がなされる。特に環境社会学では、入会地の利益権を有する者を「ムラとその構成員全体」と説明し、成員間に平等な権利が成り立っていたことを重視する^④。

以上の特徴を持つ日本の「コモンズ」は、どのような歴史的過程を経て形成されたものであろうか。近年の研究では、こういった近代以前の「コモンズ」の来歴について考慮されることはほとんどない。例えば環境社会学では、「コモンズ」を「むらのみんなのもの」とするが、「むらのみんな」すなわち村落の構成員概念の歴史的变化については、論文中ではほとんど触れられていない。近年の「コモンズ」研究はあくまで現代に主眼を置いており、一方、聞き取りによって復原される大正・昭和前期の「コモンズ」像は、近代化と対置される「日本社会の伝統的な資源利用」として、過去からの静的・安定的なイメージで語られている^⑤。しかし、本来時間幅のある近代化以前の「過去」をこのように「伝統的」の語で一括することは、時代ごとの特徴を捨象し、「コモンズ」のトータルな実像まで踏み込もうとしない傾向につながっているのではないか。近年の「コモンズ」論は入会地を扱いつつも近世以前への関心が薄いため、従来蓄積されてきた経済史的な入会地研究との間に断絶がみられることは問題であろう。

そもそもこの「伝統的」という語は、具体的にはいつの時代を指しているのであろうか。あるいは「伝統的」な前近代

社会においては、資源の利用形態は不変で、固定的に保持されるのであろうか。資源利用をめぐる社会的規制は、資源の現存量や経済的諸条件によって容易に変化するものである以上、そのような考え方は成り立たない。「コモンズ」が村落と関わるものならば、それは村落の発達段階に依じて変化を重ねてきたはずである。よって近現代の「コモンズ」に見出される諸特性を、アプリオリに近世以前に遡及させることはできない。

そこで本研究では、「コモンズ」研究に歴史的視点を導入し、長期的な時間軸の中でその展開について論じることを目的とする。「コモンズ」の「むらのみんなのもの」という共同性とその受益範囲の確立過程を、中近世にさかのぼって検証する。さらに、現実には経済的格差のあった村民間で、「コモンズ」利用の平等性が保持される根拠についても検討してみたい。研究の方法としては、中近世文書の分析とあわせて、歴史地理学的手法により各時期の景観を復原し、村落を取り巻く自然資源とその利用形態を長期的な動態として分析する。以上のような歴史的分析が、「コモンズ」研究において果たしうる役割について検証したい。

2 研究の対象地域——水辺の「コモンズ」としての「村エリ」——

本稿では、考察対象として水辺の「コモンズ」を取り上げる。入会制度が成り立っていたのは、私的占有が強く作用する耕地を除いたいわゆる「山野河海」であるが、従来の歴史的視点による入会研究は、このうち山林・原野という陸域を中心としており、河海水域を対象とする研究は活発ではなかった^⑦。本稿ではこの河海について、特に陸域との境界帯をなす水辺空間に注目する。

水陸の境には、潮間帯のマングローブ林や淡水沿岸の抽水植物帯のように、水域とも陸域ともつかない曖昧な空間が存在する。これらの水陸移行帯は、生態学的には水陸の生物群集が接するエコトーンとして、その生物多様性の高さが評価されている^⑧。このことは同時に、水辺という空間が人間にとっても生物資源の豊富な場所であったことを意味している。

水辺エコトーンでは、歴史時代を通じて漁撈など様々な資源利用の生業活動が行われており、有用性の高い空間であったことが確かめられる。^⑧

本稿では、この水辺空間における資源の共同利用について考察するが、中世・近世に遡る歴史的分析のためには、史料の多数残存する地域を対象に選ぶ必要がある。それに適うフィールドとして、本稿では琵琶湖岸の水辺空間である「ヨシ帯」を取り上げる。湖水と陸域の間に広がるヨシ帯（≡抽水植物帯）は、生物多様性の高い水辺エコトーンの典型とされている。^⑨ヨシ帯は、琵琶湖独自の漁法である「夙（エリ）」の漁場となっているが、このエリには「村エリ」という村単位の共同利益形態が存在し、村の「コモنز」となっていたことが知られる。^⑩エリ漁に関しては、中近世の文書史料が断片的ながらも残存しており、なかには十三世紀に遡るものもみられる。そこで本稿では、このヨシ帯における「村エリ」を事例として、水辺の「コモنز」が形成される経緯とその享受者の変容過程について考察する。

なお、このような水辺の利用史研究に際して留意せねばならないのは、網野善彦が提起した河海水辺の「無縁性」の問題である。網野は、中世の山野河海は「無縁」の原理で貫かれた「無主」の場であり、浦・浜・河海も「有主」の論理から切り離された「無所有」の空間であると主張している。^⑪このような網野の論は、そこが「私的所有から切り離された」空間であるという点で、「コモنز」論との接点を見出しうるものといえる。ただし、上述のように有用な生物資源を内包する水辺空間が、だれの所有も及ばない「無所有」の地であったかどうかについては、現地の実態をふまえた十分な検討が必要であろう。本稿では、この点についても分析してみたい。

① 「コモنز (Commons)」の語はかつて「共有地」と訳されること
が多かったが、近年では所有権の有無にかかわらず、実質的に共同利
用・管理が成り立っている自然資源と、その利用・管理制度（権利）
を指して用いられている（井上真「自然資源の共同管理制度としての
コモنز」(井上真・宮内泰介編「コモنزの社会学」新曜社、二〇

〇一―二八頁)。本稿もこの定義に従い、共同利用される自然資
源自体とその利益権の両方を含めて、「コモنز」と呼ぶことにする。
② 具体的な研究事例は枚挙にいとまがないが、近年、室田武らが英米
を含めた「コモنز」研究の動向を簡潔にまとめている。室田武・三
俣学「入会林野とコモنز」日本評論社、二〇〇四。

- ③ Feeny, D., Berkes, F., McCay, B. J. and Acheson, J. M., 'The Tragedy of the Commons: Twenty-two Years Later', *Human Ecology*, 18(1), 1990, pp. 1-19.
- ④ 前掲③「鳥越皓之「コモنز」の利用権を享受する者」環境社会学研究三、一九九七、五―一四頁。三井昭二「入会林野論」（船越昭治編『森林・林業・山村問題研究入門』地球社、一九九九）七八―九二頁。
- ⑤ 藤村美穂「みんなのもの」とは何か——むらの土地と人（井上真・宮内泰介編『コモنزの社会学』新曜社、二〇〇一）三二―五四頁。
- ⑥ 例えば、多辺田政弘「コモنزの経済学」学陽書房、一九九〇、藤村美穂「社会関係からみた自然観」（年報村落社会学研究第三二集『川・池・湖・海 自然の再生二世紀への視点』農文協、一九九六）六九―九五頁、前掲④鳥越論文など。
- ⑦ その貴重な成果として、近世以来の沿岸漁場の共同用益形態（総百姓入会漁場）について論じた以下の研究は重視される。河野通博『漁場用益形態の研究』、一九六一。二野瓶徳夫『漁業構造の史的展開』御茶の水書房、一九六一。
- ⑧ 巖佐庸・松本忠夫ほか編『生態学辞典』共立出版、二〇〇三、三五―
- ⑨ 佐野静代「琵琶湖岸内湖周辺地域における伝統的環境利用システムとその崩壊」地理学評論七六一、二〇〇三、一九―四三頁。佐野静代「エコトーンとしての潟湖における伝統的生業活動と「コモنز」——近世―近代の八郎潟の生態系と生物資源の利用をめぐって」国立歴史民俗博物館研究報告第一二三号、二〇〇五、一一―三四頁。
- ⑩ 水辺の「コモنز」をめぐっては、菅豊が千葉県手賀沼沿岸村落を中心に一連の民俗学的分析を行っており、水辺空間を対象とした数少ない研究成果として注目されるが、その共同用益自体の歴史的分析は、近世末期までにとどまっている。菅豊「コモنزとしての「水辺」——手賀沼の環境誌」（井上真・宮内泰介編『コモنزの社会学』新曜社、二〇〇一）九六―一九九頁など。
- ⑪ 環境政策研究会編『琵琶湖沿岸域の土地利用と景観生態』滋賀県琵琶湖研究所、二〇〇一。
- ⑫ 滋賀県教育委員会編『琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書』一―五、一九七九―一九八三。
- ⑬ 網野善彦『増補 無縁・公界・楽』平凡社、一九九六（初版一九八七）。

二 近世及び中世末期の「村エリ」と村鎮守社

1 エリの捕獲原理と三シ帯

エリとは、魚の通路に竹簀を立てめぐらせて設けられた迷入陥穿装置である。魚を最奥の陥穿部に誘導して捕獲する定置性の漁法である。琵琶湖でのエリの歴史は古く、十世紀の和歌に詠まれているほか、^①近年では発掘調査により古墳時代

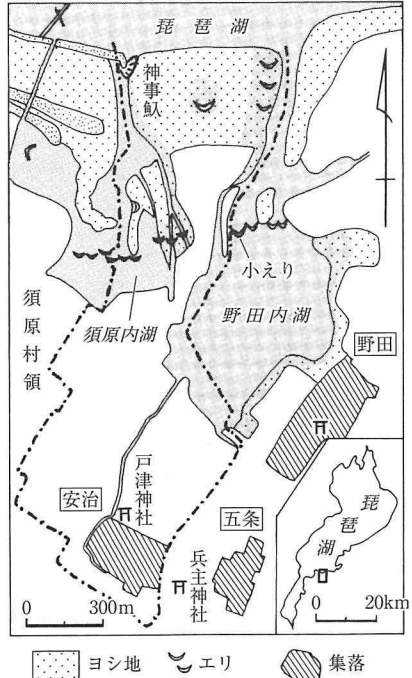


図1 18世紀における安治村周辺の地形とエリ分布

※「江州野洲郡安治村与須原村杭打論所地改見分絵図写」天明2年(安治区有文書),及び「野田村葦地略絵図」元禄11年(野田村文書)を明治期の2万分の1地形図に投影して作成。

に産卵する。これら抱卵魚の捕獲に最も適した漁法がエリ漁であり、産卵場所となるヨシ帯付近には多数のエリが設けられていた(図1)。このように、エリはヨシ帯という水辺空間と切り離せない関係にある。

ヨシ群落は風波に弱いため、内湾・入江などの穏やかな水域でないで発達しない。琵琶湖沿岸には湖上の風波から切り離された潟湖地形Ⅱ「内湖」が多く存在しており、ヨシの格好の生育地となっていた。エリもこれらの内湖に多く立てられていたが、この袋状の湾入地形においては、入り口にあたる水路部分が、琵琶湖から遡上する魚道として重要となる。

この地点に設置されたエリは遡上魚を一網打尽にするため、最大漁獲となるが、このような内湖喉元のエリが村全員で共同利益される「村エリ」となっている場合が見られる。すなわち、村の「コモンズ」としてのエリである。

村の財産としてのエリについては、安室知がエリ漁の盛んな守山市木浜区(近世の木浜村)の事例について報告している。木浜区有の「地下エリ」は入札で行使者を決めたが、その入札代金は一部が区の経費にあてられた後、居住者全戸へ

にさかのぼるエリ遺構が検出されている。

エリが主な漁獲対象としているのは、春期に産卵のために湖岸に近づいてくるフナなどのコイ科魚類である。特に高い価値を有するゲンゴロウブナ・ニゴロブナは、平時は琵琶湖沖合域に生息しているが、五月〜七月の繁殖期には、

大群をなして湖岸のヨシ帯や水草

平等に配分されたという。^③

近代の琵琶湖では木浜以外の村においても、村民全員で用益される「村エリ」が見出される。^④ これらのエリは「地下エリ」「惣エリ」などとも呼ばれているが、この「地下」や「惣」という呼称は、近世村落の「村惣中」や、中世の「惣村」を想起させる。全戸への配当額が均等であることも、中世惣村の構成員間のフラットな関係性を連想させる。このような「村エリ」の存在は、果たして中近世までさかのぼるものなのであろうか。本章ではまず、「村エリ」の起源について考えてみたい。

2 近世自治村の「村エリ」と村社

中近世のエリ史料に恵まれた地域として、本節では野洲郡の湖岸に位置する自治村を取り上げる。自治は、十五世紀以来の文書群として著名な「自治区有文書」を伝える村であるが、そこにはエリの関係史料が多数含まれている。

近代の自治村は、明治後期の耕地整理に伴う埋立・干拓などで、湖岸部に大きな改変を受けたため、エリ漁も衰退してその旧態は保持されていない。しかし、明治初期に滋賀県庁が行った漁業調査によれば、この当時まで自治村に「村持ちのエリ」が存在していたことが確かめられる。^⑤ ただし、その名称や位置など詳細については不明である。一方、江戸期の状況について自治区有文書では、「村エリ」「地下エリ」などと直接明記している記事は見あたらない。しかしここで、近世中期の絵図にみられるエリの設置場所に注目したい。

図1は、自治及び隣村野田の村絵図をもとに、十八世紀段階の自治周辺の湖岸地形とエリの設置位置を復原したものである。琵琶湖岸には、「須田内湖」と「野田内湖」の二つの内湖が存在していたが、このうち西側の須田内湖の入口に注目したい。ちょうどこの部分にエリが設けられており、「神事鯰」という名称の書き込みがある。この「神事エリ」とは、自治区有文書に頻出する名称であり、中でも天明年間（一七八二）には隣村須原村との間でこのエリをめぐる相論が起

こっている。文書では「魚道咽首」のエリと記され、内湖入口を差し塞ぐことよって、須原村の漁獲が奪われるとの不満が出されている。^⑥この「神事エリ」こそ、以下の理由により安治の「村エリ」であったと推定される。

このエリに関わる重要な論点は、名称に冠された「神事」という語句である。「神事エリ」の呼称は、このエリが神社の祭祀料に充てられるものであった可能性を示唆する。安治村には村の鎮守として戸津神社が鎮座しており、中世にさかのぼる祭礼行事である「神事」が、毎年正月と九月に行われている。^⑦

そこで、この「神事エリ」と戸津神社の関係を明らかにしてみよう。天明九年の戸津神社の資財を書き上げた「御宮名寄帳」によれば、田・畑・屋敷二反余と並んで、「神事畝」畝高一斗四升との記載がみられる（安治区有文書六一―宗教―二二）。したがって「神事エリ」は、村社戸津宮の所有物とされており、その祭祀をまかなう財源となっていたことがわかる。エリからの収益が村社に貢進されるということは、村鎮守の祭祀が遂行され、地域の安穩がはかられる点で村民全体の利益となる。この意味で「神事エリ」は、村民全体のために用いられるエリとすることができる。

さらにこの「神事エリ」について、天明元年の安治村からの口上書には、「往古より村中家別に仕御年貢上納仕来り候」（安治区有文書四六四―相論五二）と記されていることに注目したい。「家別」とは家を単位として、家ごとに割り当てられる賦課形態を示す。^⑧つまり「村中家別」とは、村中の家々にこのエリの貢租がかかったことを意味している。近世の貢租は、義務と権利の反対給付であり、つまり貢租の負担者がその権益の享受者でもあった。^⑨したがって、神事エリの費用が村中の家で負担されるということは、同時にこのエリが村の全体で行使・享受されていたことを意味している。村社の供祭物とされつつも、現実的には一定の祭祀料を超えた漁獲については、行使者たる全村民に還元されていたのであろう。十八世紀段階において、すでに「神事エリ」は村民全体を利益対象とする「村エリ」だった可能性がきわめて高い。このように「村エリ」が近世に村鎮守社の所有物と位置づけられていた事例は、安治の隣村須原村においても確認することができる。^⑩

近世村落では農業再生産・祭祀などの共同体的経費を、村が主体となつてその構成員に賦課していたことが知られており、これを一般に「村役」と呼んでいる。^⑪ 領主的課役が「高割」を原則とするのに比べて、「村役」ではより均等性の高い「家割」方式がとられることが特徴である。^⑫ 「神事エリ」の費用が「家割」とされたのは、それが共同体として必要な「村役」であり、負担と利益の均等性が意識されたことによるのであろう。

この「家割」方式に関連することとして、近世村落では「村役」を負担することが、村の成員と認められる資格要件であつたことは重要である。^⑬ 近世初期においては、「村役」を負担したのは「二軒前」と承認された本百姓のみであつたが、一七世紀末以降には無高層も「村役」の一部を負担し、村の成員に包括されることで村内利権にあずかるうとした動向が指摘されている。^⑭ 「村役」によつて支えられた「神事エリ」も、本来その利益は村の成員と認められた者だけの権利であつたが、一八世紀における「村中家別に仕御年貢」という状況は、幅広い層を包括した近世中期以降の村落の姿を示しているように。

以上のように、一八世紀後半の安治村では、村民全体で用益される「村エリ」＝村鎮守の供祭エリの存在が確かめられ、さらにその利益権が村の成員資格と深く関わつていたことが指摘される。

3 十六世紀の安治惣村と「村エリ」

近世の安治村でみた「神事エリ」は、実は中世までその存在をさかのぼることができる。断片的ではあるが、安治区有文書には中世のエリの記録が含まれており、中世後期の安治に、「神事ゑり」「小ゑり」（後述）という二つのエリが存在したことが確かめられる。

「神事エリ」の名を記す文書は三通あり、いずれも天正十六年（二五八八）の年紀となつている。このうち「鰯上納日記」（安治区有文書一〇九中―一二二）には、百五十八個の貢進用鮎鮓のうち、「五つ 内三つ神事ゑり 不出 道ゆう」「二

つ 神事ゑり 九郎衛門」として、神事エリに関わっていたとみられる人名が記されている。同年の「鯨駄賃集日記」(安治区有文書一〇四中―一二三)にも、「三文 神事ゑり分 道祐」として同じ人名が認められる。これらの記事から、「神事エリ」が中世末期にすでに存在していたことが確かめられる。

さらに、同時期のエリの運営について注目されるのが、区有文書中の同じく天正十六年、「鯨銭集日記」(安治区有文書一〇八中―一二〇)なる史料である。この記録は、村が集めた銭の書き付けであり、全部で二十四人の名が記され、うち十六人から三十六文、八人から四十文ずつを徴収している様子が明らかである。これは、村が主体となって賦課する「村役」であり、「村エリ」の費用を家別に徴収した台帳であると推定される。

この文書には、エリの個別的な名称が記されていないために、村内のどのエリに課されたものであるかは不明である。しかしあえてエリの名を指定しないこのような書式は、むしろ当「鯨銭」が、村の「コモンズ」となっているエリすべてを対象に課されていた可能性を示している。¹⁵⁾ 当村で最大の漁獲を持っていた「神事エリ」が、おそらくはこの「鯨銭」のうち多くを占めていたであろうことは想像に難くない。

中世においても、エリの貢租を課される者が、同時にエリの用益権を持っていたと考えられる。したがって、「鯨銭集日記」に記載の二十四名が、当時の「村エリ」の行使者であったことになる。しかし、ここで留意せねばならないのは、この二十四名のなかに、同年の「鯨駄賃集日記」等において「神事エリ」分を負担していた道祐の名がみられないことである。道祐は、この三年後の天正十九年には安治村の「おとな衆」としてみえる人物であり、この時点でも村での地位は低くはなかったと推測される。道祐と同様に、天正十九年の他の「おとな衆」五名も、「鯨銭集日記」には見あたらない。しかしこのことは、彼らに「村エリ」の用益権がなかったことを意味するのではない。彼らはおそらく天正十六年段階でも「おとな衆」かそれに近い立場にあったとみられ、その役給などとしてエリ銭を免除されていた可能性が考えられる。道祐が「神事エリ」分の鯨駄賃を負担していたごとく、「おとな」も「村エリ」の用益自体には関わっていたものと推定

される。

このように仮定すると、「村エリ」の用益に預かったのは、二十四名十おとな衆（六名余）の合計三十名余となる。この数字が、当時の安治村の全戸数とは一致していないことに注意したい。天正七年の家数改め（安治区有文書三三―二六・二七）によれば、当時の安治村の戸数は四十二軒となっている。したがって当時の安治村の居住者のうち、「村エリ」の用益権を持っていたのは全戸ではなく、限られたメンバーのみであったことになる。

「村エリ」を行使していたこの三十名という数字は、重要な意味を持っている。当時の安治には惣村が形成されていたが、その惣衆の数が三十余であったと推定されているからである。中世の近江では、村落内部に惣の成員と非成員が存在したことが知られているが、戦国期安治の村落構造を分析した脇田修は、安治にも惣の成員と「わき衆」との区別があり、惣の借米返済割付から逆算すれば、天正期における安治惣の成員は三十〜三十三軒であったことを明らかにしている。したがって、中世末期の安治で「村エリ」を行使できたのは、これら惣の成員のみであった可能性がきわめて高い。

このようなエリの用益権と惣との関わりは、同じ水辺の資源であるヨシについても確認することができる。天正九年には、よし公事に伴う樽代が、惣の衆中で「次（なみ）」、すなわち均等負担されており（安治区有文書六二―二六八）、さらには同日付で出された「安治村よしの掟之事」（安治区有文書六三―一六九）には、村によるヨシ刈り時期の協定・ぬげがけの禁止に加えて、「此衆中之内、私用所御入候共、皆々次半分定、可取之事」との条がある。「此衆中」とは全員でなく限定されたメンバーを意味する語であり、その内部での均等利用が定められている。藤木久志はこれを、「一軒前の蘆の共同利用権を持つ標準的な村の成員だけを指すもの」としている。

以上のように、中世末期において村のエリやヨシを用益できたのは、惣の構成員に限られており、水辺の資源が惣によって管理されていたことがわかる。惣によるこのような均等家割の配分と賦課は、近世における「村役」の起源をなすものであり、中世においても、その負担を果たすことが惣の成員と認められる必須条件であった。このように、エリ・ヨシ

など水辺の用益権は、惣の成員権と一体のものであったのである。

4 惣村鎮守社の宮座と「神物」

以上のように、水辺の「コモンズ」の成立とは、惣衆すなわち中世惣村の確立と切り離せない関係にあることに注目したい。つまり、近世・近代以降につながる「村のコモンズ」とは、中世における惣有財産に起源を持っている可能性が提起される。

村の「コモンズ」と惣有財産をめぐって、さらに問題となるのは、惣村と宮座の関係である。惣が村の宮座と不可分のものであったことについては改めていうまでもないが、中世後期の安治にも、村鎮守である戸津神社の宮座が形成されていた。この宮座の長老である「おとな衆」が、一方では安治惣の「惣代」としても姿を見せているように、村社の宮座と惣は実体的には同義であり、安治では宮座衆と惣の衆中とが一致していたことが明らかに^{②①}なっている。近世の「神事エリ」が戸津神社の所有物であったのと同様に、中世でも「神事エリ」は戸津宮の祭祀に用いられるものであった^{②②}。この村鎮守の供祭エリの管理にあたる宮座衆こそ、すなわち安治惣の衆中であつたことになる。

宮座とは、神社の祭祀権を有する者の集団であるが、彼らは神社の祭祀料負担と対になった用益享受権を持っている^{②③}。つまり、神社財産の用益権は、基本的に宮座構成員が有していたことになる。安治の惣衆が村社のエリを行使しえたのは、戸津神社の宮座衆であることを根拠としていたのである。

以上のように、中世末期における惣のエリが、第一義的には村社戸津宮の供祭エリと認識されていたことは重要である。惣村の成立基盤には、「年貢の地下請」「惣掟・自検断権の確立」と並んで「惣有地の獲得」があげられてきたが、この惣有財産が、本質的には村鎮守の「神物」に起源を持つ可能性が提起される。よって村の「コモンズ」の形成を論じるためには、惣村鎮守社とその「神物」の確立過程について検証する必要がある。次章以下で、この問題について検討したい。

- ① 曾根好忠「さ、みづに簀がきさきせり春」とにえりさす民のしわざならしも」〔夫木集〕巻五、春雜。
- ② 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会「赤野井湾遺跡 第二分冊」一九九八、二二七―二六五頁。
- ③ 安室知「エリをめぐる民俗」①琵琶湖のエリ（前篇）横須賀市人文博物館研究報告（人文）三四、一九八九、一―二四頁。
- ④ 一章⑨佐野（二〇〇三）論文。
- ⑤ 滋賀県庁所蔵行政文書「夙ノ部 漁魚税取調事類」中の編次四「野洲郡夙漁取調表」による。
- ⑥ 安治区有文書五〇―一相論八六「境目杭并夙場出入」天明三年八月（以下、安治区有文書の引用については、中主町教育委員会編「近江国野洲郡安治区有文書目録」、一九九五の文書番号による。）
- ⑦ 川崎幸一「村落自治と宮座」（中主町教育委員会編「近江国野洲郡安治区有文書目録」、一九九五）一九九―二〇九頁。
- ⑧ 室町時代語辞典編修委員会編「時代別国語大辞典 室町時代編一」三省堂、一九八五。
- ⑨ 水本邦彦「村共同体と村支配」（同「近世の村社会と国家」東京大学出版会、一九八七）一九一―二八頁。藤木久志「移行期村落論」（同「村と領主の戦国世界」東京大学出版会、一九九七）三〇七―三二六頁。
- ⑩ 須原村苗田神社文書「氏神様級夙内夙作方二付差入一札」安政二年六月。
- ⑪ 「国史大辞典」「村役」の項、および前掲⑨。
- ⑫ 前掲⑨藤木論文、および「国史大辞典」。
- ⑬ 水本邦彦「村と村民——今堀村における」（同「近世の郷村自治と行政」東京大学出版会、一九九三）三―一七頁、および「国史大辞典」。
- ⑭ 前掲⑨藤木論文。水本邦彦「前期村方騒動と小百姓」（同「近世の村社会と国家」東京大学出版会、一九八七）六九―一〇五頁。
- ⑮ 安治区有文書の中世分には、エリの固有名称としては「神事あり」と後述する「小あり」以外に記載がない。また近世分を含めて他に特定のエリの名を記した「夙銭集」の記録は存在しない。
- ⑯ 例えば蒲生郡今堀村では、「村人」と「村人ニテ無物」との厳密な区別があったことが知られている。仲村研編「今堀日吉神社文書集成」雄山閣出版、一九八一、文書番号三六三号。
- ⑰ 脇田修「織田政権の基礎構造」東京大学出版会、一九七五。
- ⑱ 藤木久志「村の当知行」（永原慶二・所理喜夫編「戦国期職人の系譜」角川書店、一九八九）二五一―二七四頁。
- ⑲ 前掲⑨藤木論文。勝俣鎮夫「戦国時代の村落」（同「戦国時代論」岩波書店、一九九六）一一三頁。
- ⑳ 安治の天文・永祿期の宮座人数は三〇人台であり、脇田の推測する惣衆の数とはほぼ合致している。また惣の構成員でない「わき衆」は、神事米の配分にも与っておらず、宮座からも排除されていたことが確認されている。高牧實「宮座と村落の史的研究」吉川弘文館、一九八六、二二三―二三八頁。
- ㉑ 先述のように、宮座の「おとな衆」が「神事エリ」分の鰯駄賃を出していることから明らかである。
- ㉒ 安藤精一「近世宮座の史的研究」吉川弘文館、一九六〇、一一七―一八頁。
- ㉓ 石田善人「惣について」史林三八―一六、一九五五、六七―九〇頁。

三 中世後期における荘・郷のエリと大宮座衆

1 荘郷鎮守社の供祭エリと惣郷（惣荘）

安治区有文書には、中世に存在したエリとして「神事エリ」の他に、「小エリ」という名称が頻出する。区有文書中最古の明応三（一四九四）年「いろいろ帳」（安治区有文書一―一）には、このエリに関して「小ゑりのくさいのまへ」との表現がみられることに注目したい。つまり小エリも、すでに十五世紀段階において、供祭のエリであったことが明らかである。本章ではまず、この小エリを領した神社について考えてみたい。

小エリは中世以降、近世にも存続しており、十八世紀の絵図では安治村の東方、野田内湖の入り口部分に描かれている（図一）。野田内湖には安治村と野田村との境界線が走っており、「小エリ」はこの村界付近に位置している（近世の村切では、「小エリ」は野田村領となっている）^①。「小エリ」の設置場所は野田内湖の喉元に当たり、琵琶湖から産卵遡上するフナ釣魚道を押さえる位置にある。その漁獲は野田内湖のエリでは最大であったことが確認できる。^②

結論からいえば、「小エリ」を供祭物としていたのは、安治村の東隣、五条村に鎮座する兵主神社であった。兵主社は、『延喜式』神名帳所載の名神大社であり、中近世に至っても広域の氏子圏を保持する有力社であった。この兵主神社の神主が記した享保七年「兵主記録」には、「兵主郷夙有り、但シ名ヲ小夙と云」との記述があり、小エリが兵主神社に関わるエリであったことが明らかである。このように、内湖最大の漁獲を持つ「小エリ」が、中世以来兵主神社の供祭に充てられ、かつ「兵主郷」のエリと位置づけられていた意味について考えてみたい。

前節で述べた安治の「神事エリ」を領した戸津社は、安治村の鎮守、すなわち一村レベルの神社であった。これに対して兵主社とは、安治を含む十八ヶ村を祭祀圏としていた高次の神社であり、この祭祀圏が「兵主郷」と呼ばれる領域であ

った^④。安治村・野田村・須原村は、いずれも兵主郷内に位置しており、それぞれ村内に村鎮守を有しつつ、さらに兵主社の祭祀にも携わっていた。このように兵主郷内の各村落が、個別に村社を持ちながら、連合してその上位に郷鎮守^{II}兵主社を頂くとする構造は、すでに十五世紀には確認することができる（安治区有文書一申一）。このような重層的な祭祀形態は、畿内・近江でしばしば見られるものであり、郷や荘の鎮守社である「大宮」と、村々の神社「小宮」との祭祀の二重構造が指摘されている^⑤。中世後期の安治に存在していた「小エリ」と「神事エリ」との関係は、この「荘郷鎮守社」と「村社」との二重祭祀に対応するものといえる。

筆者は、このような祭祀の重複形態は同時に、従来から指摘されてきた中世後期の「惣郷（惣荘）」と「惣村」との重層性を反映しているものと推測する。かつて仲村研・峰岸純夫らは、中世後期の惣が、基本単位としての「惣村」と、その上部組織としての「惣郷（惣荘）」との二重構造であったことを提起した^⑥。「惣郷（惣荘）」は複数の村落から構成される領域であるが、水利・山野等の生産手段や大宮祭祀を紐帯として、一つの連合体をなしていたとされる。

兵主郷についても、兵主社の祭祀を紐帯として、一つの結合体^{II}「惣郷」が形成されていることに注意せねばならない。さらに重要なことは、この大宮の祭祀が、河海水辺の生産手段、すなわちエリの用益権と直結しており、エリの用益形態にも「郷」を一単位とする形式が認められることである。「コモンズ」としてのエリに、前章でみた「惣村」単位のエリだけでなく、「惣郷（惣荘）」を一単位とする形態が存在していた可能性が提起される。この荘・郷レベルのエリについて、以下に詳しく検討してみたい。

2 荘・郷のエリと大宮の座

村落よりも高次の荘・郷を用益単位とするエリは、兵主郷以外の地域にも存在していたのであろうか。中世後期の琵琶湖岸における事例を確認してみたい。

同じく十五世紀、琵琶湖の北岸に位置する大浦下庄では、代官松平氏と大浦下庄七ヶ村との間で相論が起ったが、その一項に「魚をとるゑりの事」があげられている。^⑦ 相論の対象となったエリについて、七村側の訴状では、「むかしより五所・八幡両宮の御神事二付たるゑりにて候間、名主中よりさし候て、御こくを備申候を、おさへめされ候て、十貫餘の入目にてさし候を、御百姓二被仰付させられ候（後略）」とある。このエリが、「五所・八幡両宮」の「御神事二付たるゑり」とされていることに注目したい。^⑧ 大浦下庄は、大浦・殿村・黒山・小山・山田・（東・西）八田部の七ヶ村からなっていたが、「八幡宮」が大浦村の村社であるのに対して、一方の「五所宮」とは、大浦下庄全体の大宮であった。^⑨ 大浦下庄においても、村社以外に荘鎮守社の供祭料としてエリが用いられていたことが確認される。この「五所宮」の祭礼は、近世以降においても七ヶ村全体にまたがる「郷祭」の形態をとっており、大宮と小宮との重層的祭祀が保持されている。

また近世の史料によるものではあるが、琵琶湖東岸、神崎郡の栗見荘にも、慶長期まで荘鎮守社のエリが存在したことが知られる。栗見荘は、鎌倉期以来の山門領荘園であり、その荘域は近世に「栗見十郷」と呼ばれた十ヶ村の範圍とされている。^⑩ 栗見荘の総鎮守社は「栗見大宮」（宮西村の栗見大宮天神社）であったが、この「大宮」は天文十三（一五四四）年の洪水によって現社地に遷座する以前には、琵琶湖岸に鎮座していたといい、その旧社地である湖岸の「長浦聖野」には、慶長年中まで「大宮殿舩」が設置されていたという。^⑪ 「長浦聖野」の位置は、琵琶湖で最大の内湖である「大中之湖」の入り口に当たり、やはり内湖へ産卵遡上する魚道を押さえる高漁獲のエリであったと推測される。この栗見荘各村にも兵主郷と同じく祭祀の重層構造が認められており、近世以降も大宮を中心とする「郷祭」が保持されている。^⑫

以上のように、琵琶湖岸では兵主郷以外の地域にも、荘・郷レベルの鎮守社の供祭エリが存在していたことが確かめられる。中世後期、このような荘・郷を単位とする供祭エリを行使していたのは、どのような人々であったのだろうか。前章で示したように、神社の領する自然資源の利益権は、宮座衆（＝惣衆）の手中にあった。この論理によれば、荘郷鎮守社の供祭エリは、その祭祀に携わる大宮座衆によって管理されたことが推測される。事実、栗見荘のエリをめぐることは、

慶長八年のエリ請け書に、荘内各村落から「さ中へ参る」との文言が残されており、荘のエリがやはり荘鎮守社の宮座に掌握されていたことが知られる。^⑭では、これら荘・郷の大宮の座は、具体的にはどのような階層から構成されていたのであろうか。

3 荘郷鎮守社の祭祀権と「侍分」階層

中世後期の在地社会においては、身分的階層の基本構成は、名主層と小百姓層とに二分されていたことが明らかになっている。^⑮これらの階層と、「惣郷（惣荘）」宮座の成員について整理しておきたい。

中世前期の「荘」は、名主層の特権的な結合体であったと考えられている。^⑯やがて中世後期、荘内の村ごとに「惣村」が形成されると、ここでは名主層に加えて小百姓層もその成員に含まれていく。しかし一方、村よりも高次の荘・郷レベルの座においては、依然として小百姓は排除されたままであり、名主層のみが荘郷鎮守の座衆であったことが指摘されている。^⑰

大宮の座衆が、前期と同様に名主層に限られていたことに関して注目されるのは、先述の大浦下荘の大宮「五社宮」のエリに関する記述である。文書ではこのエリについて、「名主中よりさし候て、御こくを備申候」（菅浦文書六三三）と記されている。やはり荘内各村の名主層が結合し、大宮座衆として祭祀及び供祭エリの行使に当たっていたことを推測させる。

他の荘・郷における大宮の座とエリ行使者は、どのような状況であったのだろうか。兵主郷の供祭エリ「小エリ」を事例に検討してみよう。「小エリ」の用益に携わっていたのは、「兵主十八郷」のうちその中核をなすいわゆる「四郷」、すなわち湖岸の安治・野田・五条・六条の四ヶ村であったと考えられる。^⑱このうち安治区有文書の中に、「小糸り衆」という表現のあることが注目される。天正十六年「縮上納日記」「縮駄賃集日記」（安治区有文書一〇九中―一二一、一〇四中―一

二三、一二三中——二二六)では、いずれも「小ゑり衆」と表現されており、同文中に並記される「神事ゑり」に「衆」が付けられていないことと対照的となつてゐる。この「衆」という形式から、小エリの行使者が安治惣の全員ではなく、一部の村民のみであつたことが推測される。「小ゑり衆」として名の挙がる「宗徳」「小三郎」らは、当時の「おとな衆」とは一致していないことが知られるので、それ以外の区分、例えば家格の違い等が存在した可能性を否定できない。

ここで注目すべきは、近世の兵主社の祭礼への参加資格に、家格の区分Ⅱ旧名主層と平百姓層に対応した区別があつたことである。この区分は、近世初期には「侍分」と「平分」と呼ばれており、各村の「侍分」が神役として神事諸役を勤めるのに対して、「平分」は神輿の人足役を果たすにとどまつており、身分的階層による祭祀権の制限が認められる。

近世の「侍分」とは、百姓身分ながらも名字を持ち、神事に優先的地位を有する階層である。近畿での広汎な分布が知られているが、この「侍分・侍衆」とは、そもそも中世後期の畿内近国村落にみられた「土豪・地侍」の系譜を引くものと考えられている。村内上層身分である彼らは、中世後期には荘園領主側から名主として把握されている。また荘郷の鎮守社を核として、祭祀結合をなしていたことが知られる。中世後期、大宮座衆としてその用益権を保持していた名主層とは、つまり彼ら土豪連合のことを指している。

兵主郷にみられる「侍分」も、同様に大宮の祭祀結合に集つた旧名主層であると考えられる。兵主供祭の「小エリ」が、このような名主連合によつて行使されてきた可能性が提起されるが、以上の推測を裏付けるのが、兵主社のもう一つの漁撈権益である野洲川供祭の用益形態である。この供祭は、行使者が兵主郷内の「侍分」二十五の家筋のみに固定されており、これら特権的な衆は同時に、兵主社の神役にあたる「社家仲間」でもあつた。このように大宮の座衆であることは、荘・郷レベルの河海の用益に与る根拠でもあつたのである。大宮の座の成員権を旧名主層Ⅱ「侍分」に集中させてきた地域では、大宮の祭礼がこれらの身分秩序を確認する場として機能していたと考えられる。よつて大宮祭祀権を掌握して祭礼を遂行することには、河海の用益権の顕示というきわめて現実的な意味が含まれていたのである。

以上のように、中世後期の「惣村」と「惣郷（惣莊）」との重層構造においては、村社（小宮）だけでなく莊郷鎮守社（大宮）の祭祀と結びついた水辺の資源用益権が存在していたことが明らかである。惣村の成員によって行使される「村社のエリ」に比べて、莊・郷のエリの用益権は、名主層のみに限定されていたと考えられ、そこには閉鎖的な座的構造が認められる。

- ① 従来の研究ではこの「小エリ」を、安治村の「神事エリ」と同一視する見解もあるが（埴岡真弓「兵主神社文書改題」（中主町教育委員 会編『中主町内古文書目録』「社寺編二」一九八九、二〇六頁）、両者は明らかに別個のエリである。「小エリ」について記す「いろいろ帳」に、「おもりかたのよし」との表現があるが、天正六年の「安治村条里小字図」（安治区有文書二〇中―二三）によれば、近世の「小エリ」設置場所の安治村側に相当する湖岸の坪名が「おもりかた」となっている。
- ② 野田村の元禄期の各エリ役米書き上げをみると、「小エリ」分は八斗五升であり、他のエリの二・五倍〜八倍となっている（野田村文書「野田村葭地略絵図」元禄一年）。
- ③ 兵主神社文書二六（以下兵主神社文書については、中主町教育委員 会編『中主町内古文書目録』「社寺編二」一九八九の文書番号による）。「前掲『いろいろ帳』」に「兵主十八かうの内」とある。なお「兵主郷」の初見自体は十四世紀までさかのぼる（元応元年（一三一九）「日吉社々領注進状」）。
- ④ 安藤・大越らはこれを「複合宮座」「重複的宮座」と呼んでいる。二章②および大越勝秋「宮座」、一九七四。
- ⑤ 仲村研「中世後期の村落」日本史研究九〇、一九六七、二二―四〇頁。峰岸純夫「村落と土豪」（歴史学研究会・日本史研究会編『講座 日本史第三巻 封建社会の展開』東京大学出版会、一九七〇）一三九
- ⑥ 一六〇頁。なお、この二重構造について、仲村は「惣庄」と「惣村」、峰岸は「惣郷」と「惣村」とするが、すでに橋本が指摘するごとく、「惣庄」「惣郷」はともに中世以来の地域単位として併称される位置づけにあることから、本稿でも両者を併せて用いることとする。橋本道範「近江国野洲郡兵主郷と安治村——中世村落の多様性・不安定性・流動性・階層性について」琵琶湖博物館研究調査報告二二、二〇〇四、七九―一〇七頁。
- ⑦ 菅浦文書六三三「大浦下庄訴状案」寛正四年九月二日（以下、菅浦文書の引用については滋賀大学史料館編纂『菅浦文書上』有斐閣、一九六〇の文書番号による）。
- ⑧ 対する代官からの陳状でも、このエリが「まことに五所八幡両社の神物」であるか否かが荘民側の用益権の根拠となっていることが重視される（菅浦文書三一八）。
- ⑨ 鎮座地は八田部村である。
- ⑩ 滋賀県愛智郡教育会『近江愛智郡志』巻四、一九二九。
- ⑪ 久留美神社文書「粟見之庄由来之事」寛政四年閏二月六日。
- ⑫ 寺田所平「稲枝の歴史 増補版」サンライズ、一九八一。
- ⑬ 久留美神社文書「大よしまり之事」慶長八年二月二六日。
- ⑭ 前掲⑤仲村論文。
- ⑮ 前掲⑥峰岸論文。
- ⑯ 坂田聡「中世村落共同体の構造とその変化について」歴史評論四二

八、一九八五、四〇―五五頁。榎原雅治「中世後期の地域社会と村落祭祀」歴史学研究六三八、一九九二、五八―六八頁。

⑰ 「四郷」はいずれも兵主神社に隣接する湖岸の村であるが、十八ヶ村全体の「惣郷寄合」に先立ち「四郷寄合」が開かれることや、「四郷役人」が兵主社の財政一般の管理を行っていたことから、兵主郷の中核を担う村々であったことが知られる(前掲①埴岡論文)。前掲「いろいろ帳」によれば、安治村が植えた「おまじかたのよし」を、「四合内の六条・五条・の田村」が「兵主の神ちやうとかう(号)して」引き抜こうとし、相論に及んでいることから、これら四郷が小エリに携わっていたと推定される。

⑱ 前掲の各文書および安治区有文書一一五中―一二九「天正十九年正月七日神事覚」による。

⑲ 原田敏丸「近世村落の経済と社会」山川出版社、一九八三。前掲①埴岡論文。

⑳ 兵主神社文書一九・一一六・二三〇・三三二、野田村木村家文書「野田村古来より仕来り覚」安永八年(木村武則)「近江国野洲郡野田村略史」、一九八〇に所収。

㉑ 前掲⑱原田論文。近江では、「侍分」の呼称が宮座衆と同義である場合も多い。

㉒ 湯浅治久「戦国期「荘園制」の収取構造と侍・村落」国立歴史民俗博物館研究報告九三、二〇〇二、八五―一七頁。

㉓ 稲葉雅陽「中世後期村落の侍身分と兵農分離」歴史評論五三三、一九九三、一四―二七頁。

㉔ 前掲⑥峰岸論文。田端泰子「中世後期における領主支配と村落構造」日本史研究一八七、一九七八、六八―八四頁。

㉕ これら築関係史料は兵主神社文書中多数にのぼるが、主なものは祝宮静「近江国野洲川築漁業史資料」アチックミュージアム彙報第一八輯、一九三七に収録されている。

㉖ 荘郷鎮守社が地域の身分秩序の確認の場となっていたことについては、前掲⑱榎原論文にもすでに指摘がある。荘郷鎮守社の機能には、従来指摘されてきた「領内の安穩・平和の維持機能」に加えて、一、荘内河海自然资源を「神物」として管理し、二、名主層Ⅱ座衆が利益を独占することに根拠を与え、三、祭祀がその身分秩序の確認の場となる、という側面があげられよう。

㉗ この大宮を核とする土豪の結合関係は、「抵抗の砦」という政治的側面のみならず、大宮祭祀権を根拠とした資源分配のメンバーシップとしても理解される。つまり惣荘・惣郷とは、大宮に付随する河海の資源利益を受けられる者の居住範囲であり、いわば生活圏としての実体を備えた空間であるといえる。このように惣荘・惣郷に生活単位としてのみならず、見出そうとする視点は、すでに橋本前掲⑥によって示されている。

四 中世前期における供祭エリの用益形態

1 中世前期の津田荘鎮守社と供祭エリ

前章までにおいて、中世後期の荘郷鎮守社と村社のエリについて分析したが、一方、これを遡る中世前期段階では、どのような共同用益形態のエリは存在していたのであろうか。残念ながら、自治区有文書には中世前期のものは含まれておらず、十五世紀以前の兵主郷のエリについて知ることはできない。そこで本章では、他に中世前期のエリ史料が残存する地域を分析対象に選んで、エリの共同用益形態についてさらに遡ってみたい。

琵琶湖のエリ史料のうち、地域を明示する最古のものとされているのは、十三世紀の蒲生郡津田荘・奥嶋荘のエリ相論文書である。この地の大嶋神社・奥津嶋神社文書中には、中世後期のエリ史料も一部含まれており、エリの用益形態について長期的な分析を行うことが可能である。そこで本稿ではこれらの文書群を素材として、中世前期～後期にいたるエリ用益の展開過程について、一応の見通しを得ることを試みたい。

大嶋神社・奥津嶋神社は、鎌倉後期には現在見るように一所に二座が鎮座する形態となっており、「両社」として統一的に祭祀が行われていたことが知られる（大嶋神社・奥津嶋神社文書）。この時期、「両社」は「両庄」＝津田荘・奥嶋荘の鎮守社とされており、二つの荘園が一体となって行動している様子が示されている。しかし本来的には、大嶋社―津田荘、奥嶋社―奥嶋荘という対応関係にあり、それぞれが平安期に立荘された各荘園の鎮守社に位置づけられていたと推測される。^①本稿では、このうち特に津田荘を対象に選り、荘鎮守社と村社が水辺の資源用益権を確立していく過程について検討する。

前章で取り上げた荘・郷を単位とするエリは、中世前期においても存在が確かめられる。津田荘鎮守である大嶋社には、

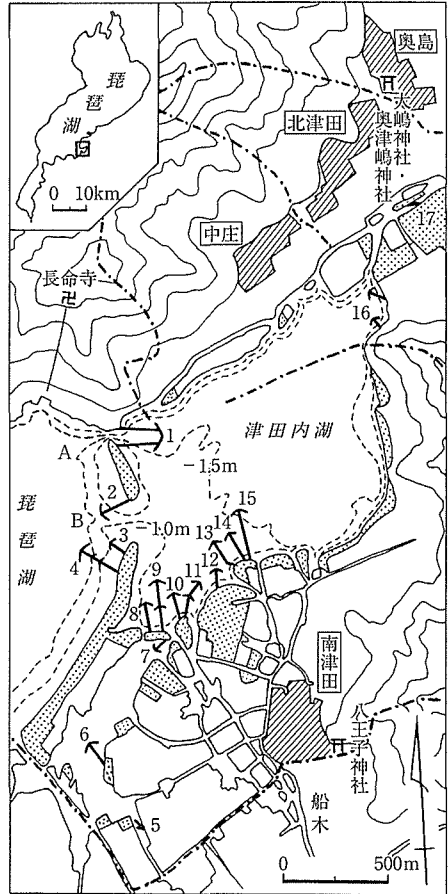


図2 明治初期の津田荘周辺地形図
 ※各村の地籍図と各エリの「漁場図」をもとに作成。
 等深線は1956年測量「湖沼図」による。

を切った」と主張するのに対し、長命寺側は「千喉に達した上でのこと」と反論している。この争論は、すでに指摘のするように、大嶋社の供祭エリが長命寺の殺生禁断の領域内に位置していたことに起因する。その領域とは、通常「寺辺二里」と呼ばれる寺院の近辺、つまり本尊たる「観音の眼前」に広がる水域であった。^④

ここで、長命寺・津田荘周辺の地形とエリの位置について確認しておきたい。長命寺の殺生禁断の範囲は、「石津江以北」の海陸とされている（長命寺文書『鎌倉遺文九〇七五』文永元年）。「石津江」と呼ばれる入江は、承保元年（一〇七四）の「近江国奥嶋庄司解」（長命寺文書『平安遺文一一〇三三』）にもその名がみえており、蒲生郡船木郷の西に位置することが記されている。図2は明治初頭の地形を復原したものであるが、船木郷の遺称地である大字船木の西北に広い内湖が存在しており、その水面は北の長命寺の麓まで広がっている。この内湖が「石津江」の面影をとどめている可能性は高い。

供祭のエリが存在したことが明記されている。弘長二年（一二六三）、同じ蒲生郡に位置する長命寺との間で、当社の供祭エリをめぐる争論が起こっており、大嶋神主が、「魚が千喉に満たないうちに寺僧が江入（＝エリ）

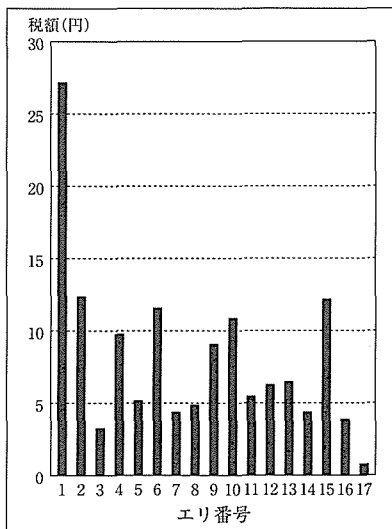


図3 津田内湖における各エリの漁獲高
 ※明治36年滋賀県令第12号「漁業採藻税賦課規則」に基づき作成。エリ番号は図2に対応。

内湖は、地元では「津田内湖」と呼ばれており、近代に至るまで沿岸の三村落（北津田・中之庄・南津田）によって漁撈が営まれてきた。これら三村は、中世の津田荘を構成し、大嶋社の奉斎にあたっていた村落であり、つまり津田荘とはこの水域の周囲に輪状に展開した荘園だったと考えられる。当地の琵琶湖岸は、風波のためにエリ漁には不向きであり、大嶋社の供祭エリも内湖側に設けられていた可能性が高いが、その位置はどのように復原されるであろうか。通常、エリは産卵期のコイ科魚類が遡上する魚道に設置される。魚類の生態行動は通時的なものであるため、地形が大きく変わらない限りは、魚道の位置も遡及的に考えることが可能である。

津田内湖には近代に至るまで多数のエリが設けられていたが、正確な復原が可能な時期のものとして明治後期の分布を図2に示す^⑤。これら各エリの漁獲高を比較すれば（図3）、内湖の入口Aに位置する番号1のエリが最大であることがわかる。さらに、この図に見られる津田内湖のA・B二つの入口のうち、中世前期段階で開口していたのはAのみの可能性

が高いことから、^⑦ 当時はAが唯一の魚道だったことが推測される。この好条件の場所が、中世でもエリ漁場として意識されただろうことは想像に難くないが、内湖への遡上魚類を根こそぎにするがゆえに、その設置には沿岸三村落・津田荘全体の合意が必要になったと考えられる。また、このエリの位置は長命寺の膝下、「観音の眼前」に当たっている。内湖最大の漁獲を誇り、かつ殺生禁断を説く寺側が看過できない位置にあるこのエリこそ、荘鎮守社の供祭エリであった可能性が高いといえよう。

2 莊大宮の座衆と名主層「村人」

津田莊の環境条件を以上のように復原すると、大嶋社の供祭エリと莊内各村落の関係をより深く理解することができる。著名な永仁六年（一二九八）のエリ相論の背景である。^⑧

大嶋社供祭事料所破損間、及神供之退転之上者、土民等私江利如先年可被停止之由、彼社訴申之間、被下知其旨之処、供祭闕如被止私江利者、速可差出供祭之江利之由、社家并村々成評定、差置所々之処、中庄沙汰人等無故切捨彼江利之間（下略）

この文書では、先年の如く「土民等私江利」を停止して設置された大嶋社の「供祭之江利」を、莊内三ヶ村のうち中庄が切り捨てたことが問題となっている。前述のように内湖入口Aにエリが設置されたならば、魚道を封じられた内湖内側の各エリは、漁獲の大部分を奪われることになる。これを「村々評定」にてよって承服させ、設置されたのが莊鎮守社の供祭エリであったと理解される。

この時代、「村」はすでに実体を有していたにもかかわらず、制度的には承認された存在ではなく、領主側に認識されていたのはあくまでも「莊」の枠組みに過ぎなかった。^⑨「莊」は「村」に優先する公式な支配単位であり、よって「莊」のエリの前では、「村々」の「土民等私江利」は、それが個人有でなく「村」のものであった場合でも、いまだ非公式な存在^⑩「私江利」とみなされる段階であったと考えられる。

このように「莊」の論理が優先されるなかにあつて、中庄村が「莊」のエリ破却に及んだために相論が生じたわけである。中庄側はこの約四十年後、康永元年（一三四二）にも、同様に「当庄之供齋之惠利」を切り捨てる挙に出ている（大嶋・奥津嶋神社文書一九）。中庄はA地点に最も近く、供祭エリの影響を直接被ることによるのであるが、このような中庄の態度は、「莊」のエリ支配に対して、「村」が自らの主張を見せ始めたものと理解されよう。^⑪

この相論において津田莊側は、当時ほぼ一体化していた奥島莊にも呼びかけ、両莊が一味同心して中庄に対抗すること

を誓約している。この時の文言によって、大嶋社のエリを行使していた人々を明らかにすることができる。規文に連著しているのは、「津田・奥島やうしやうのむらんと」（大嶋・奥津嶋神社文書一九）、すなわち津田・奥嶋両荘の「村人」である。この「両荘村人」は、康永元年の相論に際しても、同様に「衆議置文」を作成している（大嶋・奥津嶋神社文書一九）。この「村人」なる語が、単なる村民ではなく、限定された階層を示していることに注意したい。「村人」は上層名主クラスを指し、その集合体の意味で多く用いられている。津田荘・奥島荘においては、この名主層「村人中」に対して、小百姓・地下の階層は「百姓中」と呼ばれて区別されている（大嶋・奥津嶋文書五九）。

さらに注目すべきは、これら「村人」が「両荘大座村人中」とも呼ばれており、宮座の座衆でもあったことである（大嶋・奥津嶋文書二六）。「大座」とは、大嶋神社・奥津嶋神社の宮座であり、もとは両社各々の座であったのを鎌倉末期に合併してできたと推定されている。^⑭ 重要なことは、この荘鎮守の座衆は「村人」のみで構成されており、地下層「百姓中」は非座衆として排除されていたことである。^⑮ これによって、大嶋社の供祭エリの設置・行使に携わっていたのは、名主層「大座村人中」であったことが明らかとなる。

このように十三・十四世紀半ばの津田荘では、名主層のみが「荘」のエリを支配しており、そこには「中世前期的な座的構造」^⑯がきわめて濃厚であることがわかる。

3 大宮の座の崩壊と小宮祭祀

以上のように、中世前期の津田荘には名主層による強固な「荘」の結合が認められたが、これに対して中世後期にいたると、荘内の社会構造は大きく変化している。

津田・奥島両荘ではすでに十四世紀に村ごとの「惣」が確認できるが、十五世紀にはこの惣村に成長してきた「百姓中」^⑰が加わっており、惣村構成員の下への広がりが見著となっている。^⑱ さらにこの十五世紀半ば、津田・奥嶋両荘の名主

層「村人中」に大きな変化が起こっている。それは大宮「大座」の崩壊の兆しである。田端泰子は、嘉吉徳政一揆を契機として「大座」の財政的基盤が崩壊し、「大座村人」の地位が揺らぎはじめたことを指摘している^⑧。このような「村人」層の動揺を反映して、応仁・文明頃（一四六七）には惣村の内部構造にも変質が起こっており、「百姓中」が「村人」同様に主要な地位を占めるようになったという。

十五世紀後半の津田・奥嶋両荘では、「村人中」による「惣荘」結合は実質上薄れており、むしろ惣村ごとの独立性が全面に出る状況といえる。両荘を構成していた各惣村は、分立の度合いを強めているが、このような動きを反映して、大嶋神社・奥津嶋神社の祭祀も中世末期～近世初頭には「荘」ではなく「村」が単位となり、北津田村と奥嶋村のみがその祭祀を担うようになっていた^⑨。両荘が荘大宮としての性格を失い、小宮の一つとなっていた様相を推測することができる。

前章の兵主郷や栗見荘のように、旧名主層たる「侍分」の手に大宮の諸権益が残り続けた地域では、近世初期に至っても荘郷大宮の祭祀が保持されている^⑩。しかし、津田・奥嶋両荘のように小百姓層の勢力が名主層に拮抗し、名主層の特権的結合Ⅱ「惣荘（惣郷）Ⅰ」が薄れた地域においては、十五世紀以降大宮が求心力を失い、村ごとの小宮祭祀へと分裂していく様相が明らかである^⑪。ここで一つの仮説として提起されるのは、津田荘ではこのときに、「惣荘」Ⅱ大宮の財産・資源が、小宮の財産に委譲・分割されていたのではないかという可能性である。

例えば鎌倉期以来の津田荘大宮の供祭エリ（図2・図3の番号1のエリ）は、中世末期～近世には村単位に降下されていたとみられ、史料的に明確にたどることはできないものの、明治初頭には中庄村の「村エリ」として記載されている^⑫。さらに、大嶋社には文和四年（一三五五）に公文代・下司らから寄進された「南津田」の「江入場」一寺所が存在していたが（大嶋・奥津嶋文書四三）、この大宮の「江入場」も、近世には南津田村の村社たる八王子神社の所有物となっている事実をあげることができる^⑬。

このように、「惣荘（惣郷）」の枠組みが失われ、惣村の独立性が高まった地域においては、十五世紀以降、荘郷大宮の財産が村社に委譲されていった可能性が推測される。ちょうどこの時期、「村」は「村請」の成立によって領主側から正式に存在を承認されており、村社とその財産にも制度上の裏付けが与えられるようになる。^⑫ 村社の「神物」は、このようにして惣有財産として確立され、村の自立性を支える「commons」の根幹となつていたのである。

- ① 萩原龍夫「中世祭祀組織の研究」吉川弘文館、一九六二。
- ② 近江長命寺文書「某袖判下文」弘長二年七月〔鎌倉遺文八八三―八〕以下、長命寺文書については「鎌倉遺文」等の文書番号による。
- ③ 芥米一志「日本中世における殺生観と狩猟・漁撈の世界」史潮新四〇号、一九九六、六―三〇頁。嘉田由紀子・橋本道範「漁撈と環境保全——琵琶湖の殺生禁断と漁業権をめぐる心性の歴史から探る」（鳥越皓之編『自然環境と環境文化 講座環境社会学三』有斐閣、二〇〇一）五三―六〇頁。
- ④ 前掲③嘉田・橋本論文。
- ⑤ 明治三五年の漁業免許申請書類（滋賀県庁所蔵）の「漁場図」と、同時期の地籍図を照合し、各エリの基点・沖出し距離・設置角度を忠実に復原した。「漁場図」の詳細については、一章⑨佐野（二〇〇三）論文を参照されたい。
- ⑥ 当時の漁獲金額そのものを記す史料が残存しないため、ここでは収入金額に比例して定められたエリごとの税額（明治三六年三月一八日滋賀県令第二二号「漁業採藻課賦課規則」）を指標とする。
- ⑦ 中世前期の琵琶湖水位は、琵琶湖南部では現在の基準水位よりも低下傾向にあったため（池田碩・大橋健・植村善博「滋賀県・近江盆地の地形」（滋賀県自然誌編修委員会編『滋賀県自然誌』滋賀県自然保護財団、一九九二）一九〇―一九八頁）、当時のBは開口していなかった可能性が高い。Bの水路部は近代においても、たびたび干上がったことが地元で記憶されている。なお、Aの水路については、十六世紀の「長命寺参詣曼荼羅（長命寺所蔵）」に描かれており、「石津江」への水運路に用いられたものと推測される。
- ⑧ 大嶋神社・奥津嶋神社文書一八「大嶋社供養料所賦裁許状」（以下、大嶋・奥津嶋神社文書については、滋賀大学経済学部附属史料館編『大嶋神社・奥津嶋神社文書』一九八六の文書番号による）。
- ⑨ 三章⑩榎原論文。
- ⑩ Hashimoto は、十三世紀に琵琶湖のエリに技術革新が起こり、当地にもヨシ帯からの沖出し距離が長い発展型のエリが導入されたために、相論が起こったとしている。しかし限られた史料からそのような技術革新を想定することは難しく、本稿では、内湖地形における「庄のエリ」に対し、庄からの自立を志向し始めた沿岸村落との間で衝突が起こり、それがこの時期に表出したものと解釈した。
- Hashimoto, M. 'A 13th-century turning point of fishing rights and endemic fish-trap 'Eri' technology in Lake Biwa' (Kawanabe, H., ed. *Ancient Lakes: Their Cultural and Biological Diversity*, Kenobi, 1999), pp. 147-159.
- ⑪ 前掲①。
- ⑫ 前掲①、二四一頁。
- ⑬ 前掲①、二八四頁。
- ⑭ 黒田俊雄「中世の村落と座」〔同『日本中世封建制論』東京大学出

版会、一九七四）五七―七九頁。黒田は「全農民を規制する共同体が、組織としては一部上層農民の閉鎖的組織形態をとることを指摘してゐる。

⑮ 前掲①、一三七頁。なお、大嶋・奥津嶋文書における「惣」の所見は貞和元年（一三四五）である。

⑯ 三章②田端論文。

⑰ 三章②田端論文。

⑱ 前掲①、三章②田端論文。

⑲ 漁業などの非農業の特権や水利の生産協同制を有した地域では、中世後期以降も荘宮座が残存したことが提起されているが（小栗栖健治「荘園鎮守社における祭祀の歴史の変容」国立歴史民俗博物館研究報告九八、二〇〇三、四五―六三頁）、本稿では荘郷祭祀の残存性は、非農業的特権の有無自体よりも、それがどの階層に集積されるかによるものと考えている。

⑳ このような動向は、近江だけでなく各地において指摘されている

五 考 察

1 「コモンズ」の用益形態と享受範囲の変化

以上、近世から中世前期までさかのぼって、水辺の共同用益資源としてのエリについて分析したが、その享受者の変容過程についてまとめてみたい。

中世前期以来の荘郷鎮守社の供祭エリは、近世初期に至るまで名主層を成員とする大宮座衆によって行使されており、そこには閉鎖的な座的構造が顕著であった。一方、惣村の自立に伴って中世後期には確認される村社のエリについては、

（榎原雅治「地域社会における「村」の位置」歴史評論五七五、一九九八、一五―二九頁など）。

㉑ 二章⑤。

㉒ この「江入場」は、南津田の小字「鯰場」（内湖と琵琶湖を隔てる砂州一帯を示し、明治初期の地籍図ではすべてヨシ地となっている）に相当するものと考えられる。

㉓ 長命寺所蔵「長命寺門前・南津田村・中ノ庄村鯰相論絵図」、および白井二尚編「南津田」村落社会研究会、一九六五。

㉔ 勝俣鎮夫によれば、「村請」によつて「村」が領主から一定額で年貢を請負うようになると、かつては領主年貢分から控除する形で在地に下行されていた荘内の仏神免田等の神領は、領主の手を經由せず、当初から「村」に付与された財源となる（二章⑨勝俣論文、一〇〇頁）。荘大宮から各村社間に分割された「神物」は、このようにして制度的にも「村」の財産と認められたと推定される。

小百姓層を含めた惣村の全成員によって行使されていたことが確かめられた。

このように中世後期段階で、エリの用益範囲が惣村の衆中全体まで広がっていることが注目される。しかしこの惣衆とは、二章で分析した如く一軒前の「村役」負担に耐えうるもののみであって、「村の居住者全員」ではないことに注意したい。中世後期の村落には、名主層と小百姓層以外に「こつじき」などの「わき衆」があったが、これらは一軒前に満たない無高層として惣から除外されている。この惣の非成員が、正規には惣有財産の用益にあずかることができなかつた様相は、安治の「村エリ」で確かめられた通りである。

以上のように中世末期段階では、惣有財産はいまだ村の居住者「みんなのもの」とはなっていない。しかし近世に入ると、これら無高層から「村役」の家割負担を担おうとする要求が起こっており、近畿においては、十七世紀末以降には無高層も「村役」を一部負担することによって、村の成員に包括されていく様相が確かめられている。^① ここにおいて、「村の居住者全員」に利益が還元される近代の「村エリ」の形態が成立することになる。このようにエリの受益者が時代とともに広がっていく様相は、海域における沿岸漁場利用の発展過程とも合致している点で注目される。沿岸漁場利用権は中世以降、「名主土豪層→総百姓入会→居住者全員の惣有」へという歴史的過程をたどっている。^②

「コモンズ」の享受者は、以上の過程を経て「むらのみんな」まで広がっていったのであり、よって近年の社会学が提示する「コモンズ」像は、おおよそ十七世紀末以降に達成された形態といえる。「コモンズ」の共同体的用益には、本来的に閉鎖性と排他性が濃厚だったのであり、「村エリ」が村の居住者全員で用益される近代の姿は、決して「伝統的な」形態とはいえないことに留意すべきである。

2 河海水辺の「無縁性」と「神の前の平等」

本稿においてももう一つ重視されるのは、「村エリ」が村鎮守社の、また莊郷のエリが大宮の供祭エリであったことであ

る。このように「コモンズ」の根幹たる惣村や惣荘の財産が、中近世を通じて「神物」の形をとることの意義について考えてみたい。

「神物」としての水辺資源を考察する上で重要なことは、網野善彦の提起した山野河海の「無縁性」の問題である。^③ 網野の「無縁論」では、山野河海は神仏が支配する「無主」の地であり、「私的所有」の及ばない「無所有」の場とされている。河海水辺とは、このようにだれのものでもない「無主」の空間だったのであろうか。

網野は「無縁」の原理が働く根拠として、そこが「神物・仏物」であり、神仏のみの支配下にあることを挙げている。しかしこのことは一方で、「無縁」の場が所有者として神仏を擁することを示しており、その意味では「無縁」の地としても「有主」であったことになる。よって「無縁」の場を、所有の概念が全く及ばない空間と考えることは不適切であろう。

筆者は、網野が山野河海の「無縁性」を、「無所有」と解釈したこと、つまり「私的所有」の反対律を「無所有」と定義したことが、そもそもの問題点なのではないかと考える。「無縁」が意味するのは、ただ「私的な所有関係を免れていること」であり、何らかの所有下にあることまでが否定されるわけではない。この「無縁」が、「私的所有ではない所有の一形態」を示している可能性を検討すべきである。つまり、「神仏による所有」の現実的なあり方が焦点となるが、近年の「コモンズ」論は、「私的所有」とは異なる所有形態として、「無所有（＝オープン・アクセス）」^④ 以外に、「共同的所有（communal）」という形態があることを教えている。神仏が絶対的に所有し、その座衆によつて厳格に管理されている水辺空間は、だれのものでもない（＝だれもが自由に利用できる）「無所有」ではなく、communal Ⅱ 一定の集団による「共同的所有」の場といえるのではないか。

この「共同的」にあたる中世語は、網野自身も重視した「公界」の語——公共物・共同の意において——^⑤ であろうと考える。中世の「公界」が、「私」のための行為が許されない「共同の世界」^⑥ を体現し、「無縁」とも通底する用例を持つことは、網野や勝俣が論じている通りである。「公界」は定められた衆中から成ることについても、すでに両者の指摘があ

る。したがって河海水辺の「無縁性」とは、それが神の支配地たることによって、個人の私有を断ち切り、公正に利用される空間であったことを意味している。

神仏による所有の現実的な形として、「公界」衆中による共同管理が成り立っていたことになるが、ここで、神の力による中世の「衆議と平等原理」の達成を説く勝俣鎮夫の見解に注目したい。^⑦ 勝俣は中世寺院の集会や一揆など、神仏を紐帯とする結合の場では、現実社会での身分・政治的強弱・血縁をすべて超越し、構成員の間を「公正」かつ「平等」に均そうとする非日常的な力が働くという意識が、中世に強固に存在したことを論証した。この「神の前の平等」は、その祭祀費用の均等負担形態（公事・勸進・棟別銭など）にも濃厚に現れている。^⑧ このように神仏との結縁によって、その集団内に平等原理が発現することに注意したい。

ここにおいて、中近世の「コモンズ」が「神物」という形を取るこの意義も明らかにしよう。惣有財産が「神の所有物」とされていた意味は、それを「人物」の界から切り離すことで再び私縁の物に戻るのは防いだにとどまらない。むしろ日常世界の論理の及ばない「神物」だからこそ、現実社会の格差を超えた「神の前の平等」が作用する場となり、用益者間の均等性を保持する機能を果たしていたことを重視したい。このように「コモンズ」にみられる平等性は、中世人の神観念を根底としており、その心性にとつて絶対的な規範であったことがわかる。

網野の「無縁論」では、河海水辺は砂浜や河原などの荒蕪地と同一視されており、生産性の低い空間だからこそ、「無主」で「無所有」でありえたとする視線が感じられる。しかし本稿で示したように、現実の河海水辺は荒蕪地などではなく、むしろ生物多様性に富み多くの資源を内包する空間である。高い価値を認められた空間だからこそ、恣意的な占有が許されず、厳密な共同管理のもとに置かれたのであり、それを実現させる方法が、神仏による支配Ⅱ「無縁」化であったと理解されよう。

① 一章⑭。

② 一章⑦「二野瓶論文」。

③ 一章⑬。

④ 一章⑬。

⑤ この語は、もとは禅院で個々の私有の許されない公共物を意味していたが、後には一般社会でも広く用いられるようになった(佐藤茂「公界といふ語」福井大学文学部紀要第一部人文科学一、一九六二、一一一―一二二頁)。

⑥ 勝俣鎮夫「惣村菅浦の成立」(同『戦国時代論』岩波書店、一九九六) 一一九―一五四頁。

⑦ 勝俣鎮夫「二揆」岩波書店、一九八二、二一〇―二一〇頁。

⑧ 「公事」は元来共同体行事・祭祀の費用に淵源を持ち、その成員が負担していたものの転化形態とされる。公事は名を単位として賦課さ

六 おわりに

本稿では水辺の「コモنز」形成の歴史的過程を説明することを目的とし、野洲郡安治村と兵主郷、蒲生郡津田荘を事例に、中世前期～近世のエリの共同利益とその変容過程について検討した。近代の「コモنز」に見られる共同性と平等性が、いかなる歴史的要因に基づいて形成されたものであるかを解明した。

「コモنز」としての「村エリ」の存在は中世までさかのぼり、荘郷鎮守社や村社の「神物」に起源を持つことがわかった。中世前期のエリは、荘郷鎮守社の供祭物として現れており、名主層のみを成員とする大宮座衆によって行使されていた。一方、「惣村」と「惣郷」との重層構造が形成された中世後期には、水辺の資源用益にも、荘・郷のエリとともに村レベルのエリが見られるようになる。荘・郷のエリはこの時期においても名主層のみで用益されていたが、他方、村のエリは小百姓層を含めた惣村の全成員によって行使されており、用益権の享受範囲はより広いものとなっていた。このように、水辺の資源を享受しうる範囲は、時代とともに拡大していることがわかる。

れ、名主が負担主体となっているが、これは名主が当時の共同体の基本的成員であったことを示している。畿内荘園の均等名にみるごとく、名主間に強い平等原則が存在していたことは注目されよう(網野善彦「日本中世の民衆像」岩波書店、一九八〇)。

⑨ 藤木久志「村の惣堂」(同『村と領主の戦国世界』東京大学出版会、一九九七) 三二―三三頁。

⑩ 秋道智彌は、民俗的資源管理に関して「共有という領域にカミの存在を見いだす思想」に注目するが、この視点は本稿とも通ずるものである。秋道智彌「なわばりの文化史―海・山・川の資源と民俗社会」小学館、一九九五。

「神物たるコモンズ」に成り立つ共同性と平等性は、本来は祭祀集団の成員のみに限定される閉鎖的なものであったといえる。それは祭祀料の負担と対になった用益権であり、この負担を果たす限りにおいて、「神物」の利用資格を得ることができた。したがってこのような負担に耐えられない弱者は、本来的には資源の共同利用から排除されていたことに注目したい。この事實は、「日本のコモンズは伝統的に、困窮者にこそ優先的な利用が許されていた」とする近年の鳥越皓之らの見解^①とは異なるものである。

同一地域内の自然資源にも、その利用価値によって規制のタイトなものからルースなものまで、様々なランクのものが重層的に存在している。内湖入口のエリが行使者の限定される「タイトなコモンズ」であったのに対して、エリをすり抜けて内湾に入ってきたフナ（産卵後のものが多く低価値）の零細的雑漁は、誰もが行えるルースな自由漁であった。弱者に許されたのは、このように高価な資源を控除した後の低価値資源なのであり、これを「優先権」と解釈してよいかは疑問であろう。鳥越の論理は、「ムラのメンバーは同等の資格を持つものであるから、ある程度の資源を私有する強者よりも、（平等を補完する意味で）弱者の方が共有地の優先権を持つ」というものであるが、この「ムラの全員が同等の資格を持つ」という前提自身が歴史的に所与のものではなく、弱者が同等に村の成員権を獲得するまでの長い道程を直視するとき、共生的なイメージだけでは掬いきれない「コモンズ」の本質が見えてくるのではないか。^②

「コモンズ」における資源利用形態は、前近代においても時代ごとに大きく変化しており、安定的なシステムが不断に続いてきたわけではない。自然環境の変動と、社会的諸条件の変化の双方に対応していく村落の姿に、持続的な資源利用を実現させようとしてきた「戦略（失敗も含めて）」を読み取るべきではないか。この意味で、歴史的な分析視角は、「コモンズ」研究においても十分な有効性を発揮すると考える。

本稿では、水辺の「コモンズ」の通時的な変化を琵琶湖岸のエリを事例にみてきたが、ここで取り出された動向が、河海の他の資源利用にも広く当てはまるものであるのか、さらなる検証を行う必要がある。この点について、今後の課題と

していきたい。

① 一章④。鳥越はここで「コモنزの弱者生活権」という概念を提起している。

② 「コモنز」が生活物資の補填・救荒など、貧者の最低限の生存を保障する機能を果たしてきたことは確かであるが、しかし「現実の経済格差や階級差を埋め合わせるもの」という評価は、少なくとも近世中期以前においては当てはまらないと考える。菅豊「在地リスタ回避論」アジア・太平洋の環境・開発・文化一、二〇〇〇、二九―三五頁参照。

【付記】安治区有文書に関しては辻広志氏（中主町教育委員会）のご高配をいただき、川崎幸一氏（滋賀県広報課県民情報室）には釈文のご教示をいただいた。津田荘関係地域の地籍図調査には、亀岡哲也氏（近江八幡市史編纂室）にご配慮をいただいた。深く感謝の意を表します。なお本研究には、平成十四―十六年度科学研究費補助金（若手研究（B））「淡水潟湖沿岸域における伝統的環境利用システムの構造とその崩壊要因——水辺の生業活動と共同体的資源管理の変容過程をめぐる比較研究」、課題番号一四七八〇〇四四の一部を使用した。

（滋賀大学・環境総合研究センター助教）

was the father of Kejian) by the imperial court after Renzong 仁宗 (Ayurbarwada), and the fact that he was provided personnel, material assistance, and funding because his home functioned as the national general headquarters of Confucian scholars and as a government office. It should also be noted that Kong Sihui himself directed the organization of the lineages of the three families, Kong, Yan, and Meng.

The Relation of 'Commons' in the Littoral Zone to Villages, Manors
and *Miyaza* in Medieval and Modern Japan: A Case Study of the
Right to Use Shrine Fishing Traps in Lake Biwa

by

SANO Shizuyo

The aim of this paper is to clarify the process of the formation of 'commons' held by village communities from the historical point of view, focusing in particular on cooperative use of resources in the littoral zone. Many of the previous studies of commons have focused on land usage, but little attention has been given to the usage of the sea or lakes. In order to make up for this gap, the author deals in this paper with the communally held resources in the littoral zone, particularly with the reed beds around Lake Biwa. The reed beds were the sites of fishing grounds where the traditional method of fishing, unique to the region, involved the use of a trap called an *eri*.

It was often the case that prior to World War II village communities had rights to use *eri* on the shores of Lake Biwa. The *eri* traps belonged to village communities, so they were called *mura eri*, village *eri*. In other words, the right of use of the traps was also a common right. The concern of this paper is, therefore, to investigate the origins of *mura eri* as communally held resources.

This study makes clear that the prototypes of *mura eri* existed in the medieval period and that they originated as the property of shrines of manors and villages. In the early Kamakura period, the shrines of the guardian spirits of a manor owned the rights to use the *eri* that held the largest catch. This *eri* could only be used by the members of the *miyaza*, a guild-like organization associated with the shrine, which was composed of residents of higher rank, *myoshu*. This right of use was retained throughout the medieval period and into the early Edo period. It is important to note that it was the exclusive right of a narrow, closed society.

On the other hand, in the latter part of the medieval period, another type of eri fishing right emerged. It was the property of the shrines of the guardian spirits of a village, that appeared when collective, autonomous villages, called *soson*, were established. This type of eri was used by the members of the *soson*, including lower-ranking peasants. In the last part of the Edo Period, the right of use was extended to all the inhabitants of such a village.

In relation to fishing resources in the littoral zone, the number of those who benefited from commons expanded with the passage of time as seen from the above. Likewise, the right to use commons had been essentially restricted to a closed membership, and those who received it were the members of the *miyaza*, an exclusive religious organization.

The form of the usage of communally held resources has never been fixed and has always changed along with conditions in human societies. An analysis of such changes from the historical point of view may lead to an understanding of how human beings carried out sustainable use of natural resources over a lengthy period of time. The significance of the need to study the problems of commons in historical perspective lies therein.

The Ecumenical Movement in England and William Temple

by

INOUE Osamu

In the inter-war period, one of the most characteristic features of the Christian world was the ecumenical movement. This movement aimed for the reunion of Christian denominations that had long been separate. The modern meaning of the term ecumenical movement rose from the World Missionary Conference at Edinburgh in 1910. After the First World War, conferences on "Faith and Order" and "Life and Work" were held, and they served as the new channels in which the ecumenical movement rapidly developed. The most vigorous leader of this movement was William Temple (1881-1944). He was an Anglican bishop of Manchester (1921-29), Archbishop of York (1929-42) and of Canterbury (1942-44). He was also a leader of the Christian socialist movement in England. This movement urged the church to intervene in social problems of the secular world and aimed to move the church away from its introspective concern with spiritual salvation.